

四国産婦人科内視鏡手術研究会規約

第1条（名称）

1. 本会の名称を「四国産婦人科内視鏡手術研究会」とする。

第2条（目的）

1. 本会は、四国地域における産婦人科内視鏡下手術の普及・発展に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

1. 本会は前条の目的を達成するために、年1回定期的に研究会(学術集会及び技術研修会)を開催する。
2. 研究会開催地は各県順次持ち回りとする。
3. その他、本会の目的達成に必要と認められる事業を行う。

第4条（会員）

1. 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し入会を希望する産婦人科医師とする。
2. 入会者は会員名簿に登録する。
3. 本会からの退会は本人の申し出によるものとする。

第5条（役員）

本会には次の役員をおく。

1. 世話人 4名
徳島大学、愛媛大学、香川大学及び高知大学医学部産科婦人科学教授をあてる。
2. 研究会会長 1名
研究会開催地の役員（世話人、幹事）の中から世話人会で選出し決定する。
3. 幹事
各県の世話人の推薦により世話人会で決定する。
定員は各県3名以内とする。
幹事の任期はとくに定めない。
4. 監事
事務局をおく県及び次々期開催地の幹事から選出し世話人会で決定する。
定員は2名とする。

第6条（世話人会）

1. 世話人会は本会の運営を審議・決定する。
2. 世話人会は世話人及び幹事により構成される。
3. 世話人会は毎年、研究会開催日に合わせ、世話人会代表が招集し開催する。

第7条（会計）

1. 本会の経費は、入会金、寄付及びその他の収入により賄う。
2. 入会金は2,000円とする。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
4. 各会計年度毎に収支を世話人会に報告する。

第8条（事務局）

1. 本会の事務局を高知大学産科婦人科学教室に置く。

第9条（規約の改正）

1. 本規約の改正は世話人会の承認をもって行う。

付1. 本規約は平成15年4月1日より施行する。

付2. 研究会開催地は徳島・高知・愛媛・香川の順とする。

付3. 研究会参加費は3,000円とする。

付4. 本会の趣旨に賛同する個人又は、団体を賛助会員として認める。
賛助会員は賛助会費を納入しなければならない。
賛助会費は50,000円とする。

付5. 研究会発表における、筆頭演者・共同演者は、本会会員とする。
但し、産科婦人科以外の医師・研修医・学生はその限りではない。

付6. 令和元年度より、本研究会は日本産科婦人科内視鏡学会の認定を得た。ただし、
毎回開催日等の届出が必要であり、本研究会事務局が行うものとする。

平成26年4月1日 一部改正

令和2年10月26日 一部改正